

みんなの国民年金!

国民年金保険料は
納付期限までに納めましょう

平成30年4月分から同31年3月分までの国民年金保険料は、月額16,340円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課せられるだけでなく、納付義務のある方の財産を差し押さえることがあります。ですので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、年金事務所または戸籍年金係へご相談ください。



【お問い合わせ】
砂川年金事務所 ☎ 9 0 0 2
戸籍年金係 ☎ 2 1 2 1

国民年金保険料免除等の

申請について

保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

平成30年度分(平成30年7月から同31年6月分まで)の免除などの受け付けは、平成30年7月1日から開始されます。申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することが可能です。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの申請を忘れていた期間がある方は、年金事務所または戸籍年金係へご相談ください。



運転免許証

自主返納サポート事業

市では、運転に不安のある方の運転免許証の自主返納を促進し、交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主的に返納した方に支援品を進呈する「運転免許証自主返納サポート事業」を実施しています。

運転免許証の自主返納は、砂川警察署または札幌運転免許試験場で手続きができます。(中央・厚別優良運転者免許更新センターでも可能)

運転免許証を自主返納した後、市役所にお越しください。

■ 運転免許証の自主返納 ■ (申請による取消し)

運転免許証を返納される本人が砂川警察署等で手続きしてください。手数料は無料です。申請には、次のものが必要となります。

- 運転免許取消申請書(申請窓口にあります)
- 運転免許証(紛失などによりお持ちでない方は、申請者本人を確認できる書類など)

【お問い合わせ】 砂川警察署 ☎ 0 1 1 0

◆ 対象者

申請時に砂川市にお住まいで、平成29年4月1日以降にすべての種類の運転免許証を自主返納した方

◆ 支援品

・ 心くろうカード商品券(10,000円分)

・ 砂川市予約型乗合タクシー無料利用券(3,000円分)

・ 夜光反射材

◆ 申請方法

次のものをご持参のうえ、市役所生活交通係(5番窓口)までお越しください。

・ 「申請による運転免許の取消通知書」または運転免許証の返納を確認できるもの

・ 本人を確認できるもの

・ 印鑑

※ 申請は1人1回限りで、代理人も申請できます。なお、自主返納した日から1年以内に申請してください

【お問い合わせ】

生活交通係 ☎ 2 1 2 1